

ひとりで悩まないで、お電話ください

子どものこと、家庭のこと

子ども家庭相談課 ☎(25)8517

または **各保健センター**

- ・マキノ健康福祉センター ☎(27)1128
- ・今津保健センター ☎(22)5101
- ・朽木保健センター ☎(38)3111
- ・安曇川保健センター ☎(32)4413
- ・高島保健センター ☎(36)8008
- ・新旭保健センター ☎(25)8110

子育て全般に関すること

子育て支援センター

- ・マキノ地域(マキノ児童館内) ☎(27)8187
- ・今津地域(今津東保育園内) ☎(22)4833
- ・朽木地域(朽木保育園内) ☎(38)2070
- ・安曇川地域(古賀保育園内) ☎(33)1540
- ・高島地域(高島保育園内) ☎(36)0660
- ・新旭地域(大師山さくら園内) ☎(25)3399

いじめのこと、
学校・友達のこと、
教育全般に関すること

教育相談

・課題対応室

☎(32)4406



生活改善に関すること
就学・就労に関すること

※中学生以上20歳未満の
青少年を対象

あすくる高島

(市少年センター内)

☎(32)3824



子ども虐待について、一緒に考えましょう

子ども虐待防止講演会・シンポジウム

7月5日(土) 9時30分~12時

安曇川公民館 ふじのきホール

(安曇川ふれあいセンター内)

▼内容

第1部 講演

『子ども虐待』と『地域で支える仕組み』 ~相談したら、どうなるのか~

第2部 シンポジウム

『小さなサインを大きな支援につなげていくために』

保護者、保育士、保健師、民生委員の役割を持つ4人がそれぞれの立場で、出来ることや役割について、話し合います。コメンテーターとして当市子ども家庭相談課スーパーバイザーの中川先生にも参加いただきます。

▼講師 龍谷大学 社会学部 臨床心理学科 准教授 山田 容^{よう}さん

▼その他 参加無料、託児あり(詳細は問い合わせください)

☎子ども家庭相談課 ☎(25)8517

わなないでご連絡ください。法律では何よりも子どもの命を優先して考えているので「通告は市民の義務」と定めています。
市では、お知らせいただいた方のご迷惑にならないように、そして個

人情報を守ることには十分配慮して対処します。2年前の夏、私達が守れなかった命の代償はあまりにも大きすぎます。悲劇を二度と繰り返さないために、あなたの「もしや」で救える命があります。

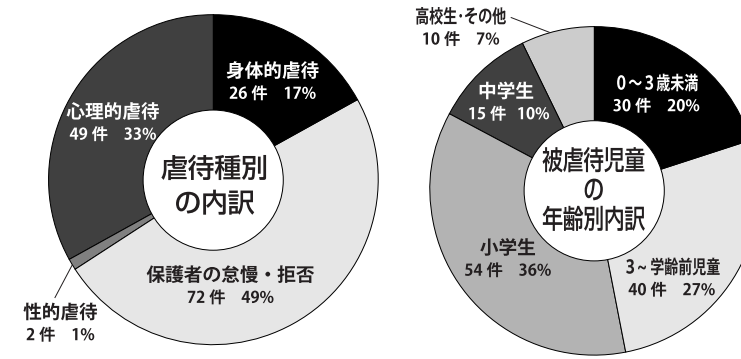
高島市における児童相談状況

高島市児童相談件数(過去3カ年)

年 度	H17	H18	H19
児童相談実数	333	406	358
児童相談延数	3,496	5,430	5,269
(内) 児童虐待相談実数	121	146	149
(内) 児童虐待相談延数	1,756	3,480	3,531

※実数と延数の見方

【例】1人の人に対して、電話相談5回、訪問による相談3回、来所されての相談1回の関わりがあった場合、実数が1、延数が9となります。



「子ども虐待ゼロ」をめざして

市では昨年、特に在宅の低年齢児童宅への積極的な訪問活動を行うために、子ども家庭相談課の体制を見直し、新たに保健師2人を配置し、子ども虐待を含む育児不安や家族問題など、様々な相談に応じてきました。その件数は年を追うごとに増加しており、高島市においても子ども虐待はどこでも起こりうる身近な問題となっています。

虐待対応の基本的な視点

子ども虐待は、様々な背景、理由が絡み合っていることが多く、例えば「保護者の反省や自覚を促す」「子どもを施設に入れる」といった単純な一般論ではなかなか解決につながりません。相談や通告を受けた相談機関は、まず第一に子どもの権利と最善の利益を守ること、特に命が失われないことを最優先に取り組みま

す。このために、保護者の意向に反しても必要な対応をとる場合があります。

しかし、一方的に保護者を責めることでは解決につながりません。虐待をする多くの保護者は、子どもには愛情を感じていながらも、適切な育児方法や家事技術が習得されていなかったり、自身の知的障害や精神障害、病気などにより子どもとの問題にうまく対処できず、混乱したり冷静さを失っていることもあります。また、借金や夫婦間トラブルによる不安定な生活や育児負担の中で生じるストレスを子どもにぶつけてしまっなど、結果として虐待状況に追い込まれてしまっ方もあります。相談機関では、基本的には保護者を解決へのパートナーととらえ、家族が抱える問題やストレス解決を図り、保護者が安定して子育てできる環境を作っていくための支援を行います。

通告(相談)したらどうなるのか

市では、通告を受けた場合、すぐに受理会議を行い、寄せられた情報について調査(事例によっては、速やかな目視による子どもの安全確認)を行います。その後、子育て状況に

ついてアセスメント(緊急度や重症性と安全の見極め)を行い、その家庭に対する支援を始めます。また、状況に応じて関係機関と連携するために要保護児童対策地域協議会において、情報交換や支援に関する役割分担を行いつつ、安全な子育てについてご家族とともに話し合いを進めていきます。

通告で、救える子どもと家族がいます

近所に不安そうなお保護者がいた時、気になる子どもと出会った時、少しでも疑問を感じた時はどうかためら

